PROLOGUE

はじめに

本書は、税理士試験の選択必修科目である所得税法を受験される方を対象に、計算問題の実践的な力を養成することを目的として作成されたものです。本書を活用することにより、基礎項目の定着からアウトプット力の養成を図ることができます。

計算問題について上達する決め手は、できるだけ多くの問題を解いて練習することです。本書をはじめ、個別計算問題集や過去の税理士試験の問題など、時間を計りながら最終値が求まるまで繰り返し解いてみてください。そうすることにより、問題の出題方法に応じた効率的な解答手順が直感的に判断できるようになります。また、自分なりの解答手順が確立できれば、解答時間の短縮にもつながります。

近年の所得税法の本試験では、基本的な項目が多く出題されます。従って、基本的な項目を確実に解答することが合格のために必要となります。本書が、そのような合格答案を作成するための手助けとなれば幸いです。

なお、本書は2026年12月１日現在の施行法令（一部、改正による延長が見込まれるものを含む。）に基づいて作成しております。

資格の大原　税理士講座

Subject. 1

合格に必要な基礎項目が充実

本書の問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、学習の進度に応じた税理士試験の合格に必要な基本項目を中心に出題がされています。また、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

【所得税法　総合計算問題集の例】

合格に必要な基礎項目を網羅！

2027年受験対策　総合計算問題集　出題項目

		問題１	問題２	問題３	問題４
ランク/解答時間/点数		B/70分/50点	A/65分/50点	B/65分/50点	B/70分/50点
各種所得	利子				国債の利子 国外銀行の預貯金の利子 勤務先預け金の利子 農林債の利子
	配当		剰余金の配当 オープン型公募証券投資信託 投資法人の投資口の収益の分配 負債の利子 申告不要制度	剰余金の配当 私募証券投資信託 特定株式投資信託 負債の利子	剰余金の配当 剰余金の配当（国外発行）

本試験同様の総合問題形式

青色申告者である居住者甲の令和９年（以下「本年」という。）分の所得税の計算に関する事項は次のとおりである。これに基づき、甲の本年分の所得税等に係る申告納税額を、各種所得の金額、課税標準等の計算の過程を明らかにして、甲の本年分の所得税等の額が最も少なくなるように計算しなさい。

１　各種所得の金額　（単位：円）

区分及び金額	計算の過程
給与所得 ＿＿＿＿＿＿	
退職所得 ＿＿＿＿＿＿	

答案用紙も本試験と同じ形式
本番同様の練習が可能！

Subject.2

学習状況に応じた効率的な学習が可能

1　所得税法の基礎知識に不安のある方

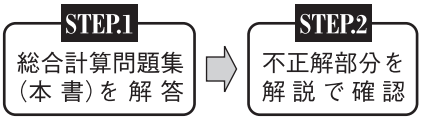
所得税法の学習が初めての方又はブランクのある方で所得税法の基礎知識に不安のある方は個別計算問題集と併せて学習することにより、より良い学習効果を得ることができます。



※　苦手な項目は個別計算問題集を反復して解答することにより克服が可能となります。

2　所得税法の基礎知識が身に付いている方

所得税法の基礎知識が身に付いている方は、本書の出題項目一覧に記載がある項目の内容を確認せず、本書を解答して下さい。解答後採点し解答時点での実力を把握すると共に不正解部分を解答・解説で確認していきましょう。



※　苦手な項目は個別計算問題集を反復して解答することにより克服が可能となります。

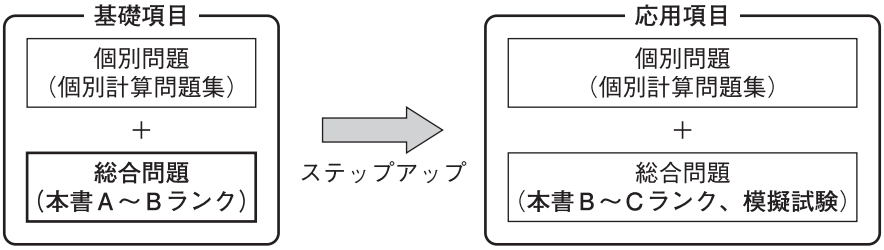
Subject.3

応用項目へのステップアップ

本書及び個別計算問題集を利用することにより、税理士試験の合格に必要な基礎項目を効率的に身につけることができます。

基礎項目を身につけた後は、本書のB・Cランク問題を繰り返し解くことや、大原税理士講座が実施しております実力判定公開模擬試験などの各種模擬試験にチャレンジすることにより、税理士試験の合格に必要な解答方法を身につけることができます。

本書の目標点を達成できましたら、ステップアップとして各種模擬試験にチャレンジしていきましょう。



Point. I

解答上の注意点

1 制限時間を守ること

各問題には制限時間が設けられています。問題を解く場合には時間を計り、制限時間内で解答するように心掛けて下さい。

また、解答時点での実力を把握するために、問題を解いている間は解答・解説を見ないで、制限時間どおり時間を計って自分なりの解答を作成して下さい。

2 問題の素読みを行うこと

問題はまず素読みを行い、内容全体を簡単に目を通してから解くようにすると効率的に解答をすることができます。

3 間違えた項目は必ず確認を行うこと

問題を解いた後は必ず採点を行って下さい。そして、間違えた項目については解答・解説を確認し、なぜ間違えたのか自己分析を行ってから次の問題に移って下さい。

特に間違えた原因が知識不足である場合には、まずは知識を身に付ける必要があるため、個別計算問題集の個別問題を解答することによって効率的に知識を身に付けることができます。

また間違えやすい（苦手な）項目についても反復して個別計算問題集の個別問題を解答し、間違いノート等を作成することで、効率よく克服することができます。

4 繰り返し解くこと

各問題には、難易度（Aランク・Bランク・Cランク）が設けられています。アウトプット力をつけるため、難易度に応じた目標点に達するまで繰り返し解くようにして下さい。

なお難易度の位置づけは以下のとおりです。

Aランク…目標点45点以上
基本項目のみで構成されている問題。
解答ができなかった項目については最優先で復習が必要である。

Bランク…目標点43点以上
基本項目が中心であるが一部応用項目があり、応用項目へのステップアップとしてチャレンジしてほしい問題である。

Cランク…目標点40点以上
基本項目、応用項目及び特殊な出題形式を含めた、本試験レベルの問題。
総合問題の最終ステップとして確認して欲しい問題である。

5 参考資料

税額速算表、給与所得控除額等の参考資料は巻末にあります。

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、Ａ４サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（Ａ４サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙ＤＬサービス」よりダウンロードすることも可能です。

https://www.o-harabook.jp/

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！



解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。
※一部の教材を除く

1 トップページから「解答用紙DLサービス」➡「ダウンロードはこちら」をクリック

2 「税理士」からダウンロードする書籍名をクリック

3 印　刷



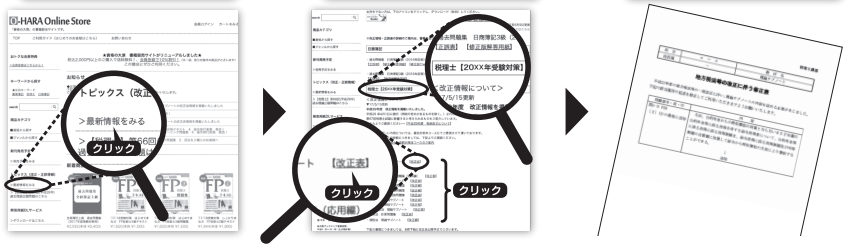
法令等の改正に対応！

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！
また、細心の注意を払って作成しておりますが、
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

1 トップページから「トピックス（改正・正誤情報）」➡「最新情報をみる」をクリック

2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、【改正表】をクリック

3 印刷できます



CONTENTS

もくじ

問題番号	内　　容	難易度ランク	問題	解答・解説	制限時間	実際所要時間	点　数
1	《総合問題２題の問題》 各種所得の金額から納付税額までの基本的計算体系、損益通算、損失の繰越控除、所得控除、税額計算	B	P 1	P79	70分	分	／50
2	《納付税額までの問題》 給与所得及び譲渡所得を中心とした問題	A	P11	P94	65分	分	／50
3	《納付税額までの問題、個別問題》 事業所得及び譲渡所得を中心とした問題	B	P19	P103	65分	分	／50
4	《納付税額までの問題》 給与所得、退職所得、不動産所得及び譲渡所得を中心とした問題	B	P29	P111	70分	分	／50
5	《納付税額までの問題》 不動産所得・譲渡所得を中心とした問題	B	P37	P126	70分	分	／50
6	《納付税額までの問題》 不動産所得及び事業所得を中心とした問題	A	P47	P139	70分	分	／50
7	《納付税額までの問題、個別問題》 事業所得・譲渡所得を中心とした問題	B	P55	P149	75分	分	／50
8	《各種所得の金額の問題、納付税額までの問題》 事業所得を中心とした問題	C	P65	P162	70分	分	／50

凡　例

1．略語例

法　……所得税法
令　……所得税法施行令
規　……所得税法施行規則
措法　……租税特別措置法
措令　……租税特別措置法施行令
措規　……租税特別措置法施行規則
通則法……国税通則法
災免法…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
復興法……東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
通　……所得税取扱通達基本通達
個通　……所得税取扱通達個別通達
措通　……租税特別措置法関係通達

2．引用例は、次のとおりである。

法２①三十　＝　所得税法第２条第１項第30号

問　題　編

●所得税法 総合計算問題集

問題 1 (50点)

制限時間70分	：　～　：

設問１

次の資料により、居住者甲（年令60才）の令和９年（以下「本年」という。）分の所得税等の申告納税額を、各種所得の金額、課税標準等の計算過程を明らかにして、甲に最も有利になるように計算しなさい。

【資料１】　不動産の貸付けに関する事項

次の収支明細表は甲が作成した本年分の不動産の貸付けに係るものである。

甲は本年分の申告から青色申告の承認を受けたいと考え、本年２月18日に納税地の所轄税務署長に対し所得税の青色申告承認申請書を提出しているが、本年末日現在税務署長から承認又は却下の処分を受けていない。なお、甲は業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、甲は電磁的記録の備付け及び保存を行っている。

また、甲は賃貸料に係る収入金額について、継続的に前受収益及び未収収益の経理を行っており、この不動産の貸付けは、令和８年（以下「前年」という。）以前より事業と称するに至る程度の規模により行われていると認められる。

収　支　明　細　表

自令和９年１月１日　至令和９年12月31日　（単位：円）

支出の部		収入の部	
給与	850,000	貸店舗収入	2,295,000
管理費	5,590,200	貸店舗権利金収入	680,000
租税公課	670,000	アパート収入	3,000,000
		収支差額	1,135,200
合計	7,110,200	合計	7,110,200

（収入の部）

⑴　貸店舗収入は本年５月から貸付けている貸店舗について本年中に支払いを受けた家賃の合計額である。契約では、家賃は月額255,000円であり、当月分の家賃を前月末日までに支払いを受けることとなっている。

⑵　貸店舗権利金収入は貸店舗の契約の際に支払を受けたものである。

⑶　アパート収入は令和７年12月よりアパートをＢ法人に一括して貸付けたことにより支払いを受けたものである。契約では、賃貸料は月額300,000円であり、当月分の賃貸料を当月末日までに支払いを受けることとなっているが本年11月分及び本年12月分の賃貸料は未収である。

なお、アパートの貸付けについて本年11月末日において契約が満了する際、更新料900,000円の支払いを受けることとなっていたが、Ｂ法人の資金繰りの都合から令和10年（以下「翌年」という。）２月末日を決済日とする電子記録債権での支払いを受けることにより、契約期間を本年12月から２年間延長した。この更新料については現金による入金ではないため、収支明細表には計上していない。

また、この更新に係る契約効力の発生日は本年12月１日である。

（支出の部）

⑴　給与は、本年分の経費として適正額である。

⑵　管理費のうちには、アパートの敷地に係る借入金の利子1,000,000円が含まれている。

⑶　租税公課のうちには、印紙税の過怠税3,000円が含まれている。

上記のほか、貸店舗及びアパートの減価償却費960,000円がある。

【資料２】　資産の譲渡に関する事項

甲は、【資料４】の敷地の譲渡のほか、本年11月に次の資産を譲渡している。

資　産	譲渡対価	取得価額	譲渡費用	取得年月	備　考
別荘及び敷地	36,000,000円	38,000,000円	3,100,000円	平成16年３月	（注）
書　画	1,800,000円	1,500,000円	10,000円	令和５年３月	——
宝　石	550,000円	120,000円	5,000円	平成12年９月	——

（注）　取得価額38,000,000円のうち、15,000,000円は別荘に関するものであり、別荘と同種の減価償却資産の法定耐用年数は38年である。

【資料３】　前年分の所得等に関する事項

給与所得の金額　　4,580,000円

不動産所得の金額　　△5,200,000円

（この金額のうち、被災事業用資産の損失の金額は4,200,000円である。）

なお、前年９月に居住の用に供していた家屋が火災により全焼したため、雑損失の金額700,000円が生じている。（【資料４】参照）

【資料４】　敷地の譲渡等に関する事項

甲は、前年９月に居住の用に供していた家屋（甲の父が平成９年に取得したものであり、令和４年に甲の父からの相続（単純承認）により取得したものである。）が火災により全焼したため、その後賃貸マンションで生活していた。甲は本年３月にその焼失した居住用家屋の敷地（月額3,000円で友人に対して本年３月末まで貸付けており、その月の賃貸料はその月に受取っている。）を不動産業者に70,000,000円で譲渡し、その譲渡代金及び自己資金で本年８月に自己の居住の用に供する家屋（120㎡、認定住宅に該当するものである。）及びその敷地（230㎡）を取得し本年９月末に居住の用に供した。

なお、甲はこの譲渡に際し譲渡費用4,800,000円を要している。

⑴　譲渡資産（居住用家屋の敷地）は、甲の父が平成８年に7,500,000円で取得したものを甲が令和４年に相続により取得したものである。

なお、甲は令和４年から前年９月に居住用家屋が焼失するまでの間、その居住用家屋の所在していた場所に引き続き居住していた。

⑵　取得した居住用家屋及びその敷地の取得価額は145,000,000円（建物部分55,000,000円、敷地部分90,000,000円）である。

【資料５】　給与所得に関する事項

上記のほか、本年における給与所得の金額4,211,800円があり、所得税等の源泉徴収税額は207,000円である。

【資料６】　その他の支出に関する事項

甲には上記のほか、本年中に次の支出がある。

⑴　甲の妻の骨折に係る治療代　　110,000円

⑵　地方公共団体に対する寄附金　　45,000円

上記のほか、地方公共団体に対する寄附として、翌年２月において40,000円を支出しており、この金額は本年12月に寄附金申込書に記載した金額である。

⑶　甲に係る社会保険料　　629,200円

⑷　甲の次男を受取人とする旧生命保険契約に係る保険料　　110,000円

(5) 甲の妻を受取人とする旧個人年金保険契約に係る保険料　98,000円

【資料７】 甲の親族等に関する事項

本年末日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居を常況としている親族等の所得の状況等は次のとおりである。

妻	（年令58才）	給与所得の収入金額が1,400,000円ある。
長　男	（年令34才）	給与所得の収入金額が4,850,000円ある。
兄	（年令72才）	所得なし。

設問２

次に掲げる資料は中小事業者である居住者乙（年令40才）の令和９年（以下「本年」という。）分の所得税等の計算に関するものである。これらの資料に基づき、乙の本年分の所得税に係る課税標準の金額を各種所得の金額の計算の過程を明らかにして、乙に最も有利になるように計算しなさい。

なお、下記に掲げる金額のうち、所得税等の源泉徴収がされるものについては、すべて源泉徴収前の金額である。

【資料１】

乙は以前より物品販売業を営んでおり、乙が作成した本年分の損益計算書は次のとおりである。

損　益　計　算　書

自令和９年１月１日　至令和９年12月31日　（単位：円）

売上原価	27,295,000	当年商品売上高	49,540,840
営業諸経費	12,936,457	雑収入	3,821,000
減価償却費	1,969,081	貸倒引当金戻入	660,000
当年利益	11,821,302		
合計	54,021,840	合計	54,021,840

（付記事項）

１．乙は以前より青色申告書を提出することにつき納税地の所轄税務署長の承認を受けており、ｅ－Taxによる電子申告を行っている。

なお、乙はすべての業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、乙は電磁的記録の備付け及び保存は行っていない。

２．当年商品売上高には友人Ａに贈与した商品の取得価額に相当する金額186,000円及び友人Ｂに値引き販売した商品の売上高190,000円が含まれている。

なお、これらの商品の通常の販売価額はいずれも300,000円である。

また、広告宣伝の一環として値引き販売した商品の売上高2,200,000円が含まれており、この商品の通常の販売価額は4,000,000円である。

３．当年商品売上高には令和８年（以下「前年」という。）において引き渡した商品のうち、販売代金が未確定であった商品の販売代金が確定したことにより支払いを受けた金額1,542,000円が含まれている。

なお、前年の販売時における販売代金の見積金額は1,400,000円であった。

4．雑収入には、次に掲げるものが含まれている。

⑴　火災により第二店舗の営業を一時休止したことにより取得した収益補償金　2,000,000円

⑵　保険金収入　500,000円

これは火災により第二店舗が全焼したことに伴い保険会社から支払を受けたものの合計額であり、その内訳は次のとおりである。

（内訳）商品の損失を補填するためのもの　200,000円

従業員の給与を補填するためのもの　300,000円

なお、第二店舗の資産損失の額は適正に計算され、営業諸経費に含まれている。

5．営業諸経費には固定資産税120,000円が含まれている。

これは店舗に係るものであり、本年において賦課決定されたものであるが、第４期分40,000円についてはまだ納付していないためこの金額には含まれていない。

6．減価償却費は下記に掲げる減価償却資産に係るものを除き、適正に計算されたものである。

なお、これらの資産は取得と同時に事業の用に供されている。

また、減価償却資産の償却方法は建物及び車両は旧定額法及び定額法、備品については旧定率法及び定率法をそれぞれ選定している。

減価償却資産	事業供用年月	取　得　価　額	年初未償却残額	耐用年数
第一店舗	平成19年１月	8,000,000円	4,112,000円	38年
車　両　D	令和９年10月	1,500,000円	——	６年
備　品　F	令和９年２月	180,000円	——	８年
備　品　X	令和６年２月	600,000円	185,451円	６年

7．乙が本年末日において有する売掛金、電子記録債権等に関する資料は次のとおりである。

なお、乙はこれらの債権について何ら処理をしていない。

⑴　売掛金　7,600,000円

これはＨ商店に対するもの700,000円、Ｉ商店に対するもの200,000円、Ｊ商店に対するもの150,000円、Ｔ社に対するもの1,350,000円及びその他の得意先に対するもの5,200,000円の合計額である。

⑵　電子記録債権　3,500,000円

これは、Ｉ商店に対するもの300,000円及びその他の得意先に対するもの3,200,000円の合計額である。

⑶　貸付金　1,900,000円

これはＫ商店に対するもの500,000円、Ｌ会社に対するもの600,000円及び友人Ｃに対するもの800,000円との合計額である。

⑷　前払給与　100,000円

これは従業員Ｍに対するものである。

⑸　仕入割戻しの未収金　50,000円

⑹　上記に掲げるもののほか、留意すべき事項は次のとおりである。

①　Ｈ商店について同店から受取った営業保証金300,000円がある。

②　Ｉ商店は本年10月に更生手続開始の申立てを行っている。

③　Ｊ商店は本年６月に遠方に移転している。

なお、乙はＪ商店に対し売掛金の支払を催促したにもかかわらず、本年末日においても弁済がされていない。

また、この売掛金の取立てに要する旅費等の費用は200,000円であり、同一地域に他の取引先等はない。

④　Ｋ商店は債務超過の状態が相当期間継続しており、かつ、その営む業務に好転の見通しがなく、貸付金500,000円のうち200,000円は取立て等の見込みがないと認められる。

⑤　Ｌ会社は経営状態が著しく悪化し、担保物の処分による回収見込額以外は回収できないことが本年末日までに明らかになっている。

なお、乙はＬ会社から担保物を受けており、その処分額は300,000円と見込まれるが本年末日においてその担保物を処分していない。

⑥　Ｔ社は本年５月に次のような更生計画認可の決定を受けている。

㈠　決議の日現在において有する債権金額の40％は切り捨てる。

㈡　残額60％は令和10年以後、毎年５月25日を支払い期日として10回の年賦により均等額の弁済を受ける。

なお、この取引先Ｔ社に対して担保物等は有していない。

⑦　簡便法による実質的に債権とみられないものの額の控除割合は0.050である。

【資料２】　資産の譲渡に関する資料

乙は、【資料３】及び【資料４】のほか、本年において下記に掲げる資産の譲渡を行っている。

資　　産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	備考
別　　荘	平成29年２月	本年３月	3,450,000円	4,568,970円	（注１）
別荘の敷地	平成29年２月	本年３月	16,500,000円	15,000,000円	（注１）
敷　地　Ｏ	令和３年９月	本年２月	——	14,000,000円	（注２）
ゴルフ会員権	令和６年１月	本年４月	1,200,000円	1,350,000円	——

（注１）　乙は本年３月に一の契約によりＰ法人に対して譲渡している。

なお、この譲渡による別荘及び別荘の敷地の譲渡費用は68,160円及び499,840円である。

また、この別荘及び別荘の敷地の譲渡時における価額は4,800,000円及び35,200,000円である。

（注２）　乙は敷地ＯをＲ法人に対して贈与している。この贈与はＲ法人に乙の銀行からの借入金14,560,000円を代わりに返済してもらうことを条件に行われたものである。

なお、この敷地Ｏの贈与時における価額は23,000,000円である。

【資料３】　山林に関する事項

10年前より乙が保有するＳ山林及びＱ山林について、本年中にＳ山林が山火事により焼失したことにより保険金1,000,000円を取得しており、また、本年中にＱ山林を6,500,000円で譲渡している。

⑴　植林費の額は、Ｓ山林が1,550,000円、Ｑ山林が1,830,000円である。

⑵　育成費・管理費等の額は、Ｓ山林が950,000円、Ｑ山林が950,000円である。

⑶　伐採費・運搬費等の額は、Ｑ山林が370,000円である。

【資料４】　居住用財産の譲渡に関する資料

資　　産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費等	備考
居住用財産	平成18年10月	本年６月	6,465,000円	30,059,030円	（注）

（注）　乙は、この譲渡対価及び金融機関からの借入金23,535,000円（償還期間25年）により、本年７月に新たな居住用財産（家屋の床面積90㎡）を取得し、直ちに居住の用に供している。本年末における借入金の残高は、23,064,300円である。

【資料５】　その他の収入に関する事項

乙には上記のほか、本年中に次の収入がある。

⑴　生命保険契約に基づく年金　750,000円

この年金は、支給総額8,200,000円の確定年金であり、この年金に係る保険料は全額乙が負担しており、支払った保険料の総額は5,200,000円である。

⑵　特許権の貸付収入　123,750円

これは本年７月に乙が他の者から取得した特許権を直ちに貸付けたことにより支払いを受けたものである。この特許権を取得するために要した金額は1,000,000円であるが、このうちには登録免許税15,000円が含まれている。

なお、特許権の貸付けは、事業と称するに至る程度の規模で行われているものではない。

また、特許権の法定耐用年数は８年である。

【資料６】　その他の資料

上記のほか、本年における給与所得の金額350,000円及び一時所得の金額1,465,000円がある。

(参考資料)

〈平成19年３月31日以前取得の減価償却資産の償却率（抄）〉

	３年	６年	８年	10年	22年	23年	38年	57年
旧定額法	0.333	0.166	0.125	0.100	0.046	0.044	0.027	0.018
旧定率法	0.536	0.319	0.250	0.206	0.099	0.095	0.059	0.040

〈平成19年４月１日から平成24年３月31日までに取得された減価償却資産の償却率（抄）〉

	３年	６年	８年	10年	22年	23年	38年	57年
定額法	0.334	0.167	0.125	0.100	0.046	0.044	0.027	0.018
定率法	0.833	0.417	0.313	0.250	0.114	0.109	0.066	0.044

〈平成24年４月１日以後に取得された減価償却資産の償却率（抄）〉

	３年	６年	８年	10年	22年	23年	38年	57年
定額法	0.334	0.167	0.125	0.100	0.046	0.044	0.027	0.018
定率法	0.667	0.333	0.250	0.200	0.091	0.087	0.053	0.035

☞ 解答・解説は79ページ

解答・解説編

問題1　解答・解説

■解答■

－50点－

設問1（25点）　　（単位：円）

摘　要	金　額	計　算　過　程
Ⅰ　各種所得の金額の計算		
不動産所得	△　838,200	(1)　総収入金額　(7,229,000) ①　貸店舗 255,000×8月＝2,040,000 ① ②　権利金　680,000 ① ③　アパート 300,000×12月＝3,600,000 ① ④　更新料　900,000 ① ⑤　敷地 3,000×3月＝9,000 ① (2)　必要経費　(8,067,200) ①　給与　850,000 ②　管理費　5,590,200－1,000,000＝4,590,200 ③　借入金利子　1,000,000 ④　租税公課 670,000－3,000＝667,000 ① ⑤　減価償却費　960,000 (3)　(1)－(2)＝△838,200　6点
譲渡所得		総合
総合長期	215,000	(1)　譲渡損益 総短(書画) 1,800,000－(1,500,000＋10,000)＝290,000 総長(宝石) 550,000－(120,000＋5,000)＝425,000 (2)　特別控除　やり方①（総短→総長の順で控除していること） 290,000－290,000(注)＝0　(総短) (注)　290,000＜500,000　∴290,000 425,000－(500,000－290,000)＝215,000　(総長)
分離長期	58,432,000	土地等・建物等 譲渡損益 分長 (1)　別荘及び敷地 36,000,000－(32(注),168,000＋3,100,000)＝732,000 ② (注)①　減価の額 15,000,000×0.9×0.018(A)×24(B)年＝5,832,000 A　38年×1.5＝57年(0.018) B　H16.3～R9.11…23年6月以上→24年 ②　取得費 15,000,000－①＝9,168,000 ③　②＋(38,000,000－15,000,000)＝32,168,000

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
（譲渡所得のつづき）		(2) 居住用家屋の敷地 70,000,000－(7,500,000＋4,800,000)＝57,700,000 ② (3) (1)＋(2)＝58,432,000 5点
給　与　所　得	4,211,800	
Ⅱ 課税標準の計算		
総　所　得　金　額	2,999,300	(1) 損益通算　やり方① 838,200＜1,000,000　∴838,200 (△838,200＋838,200)＋4,211,800＝4,211,800 (2) 4,211,800＋215,000×$\frac{1}{2}$＝4,319,300 (3) 損失の繰越控除 ① 純損失 (イ) 繰越額 △5,200,000＋4,580,000＝△620,000 620,000＜4,200,000　∴620,000 ① (ロ) 控除 4,319,300－620,000＝3,699,300（総） ② 雑損失 (イ) 繰越額　700,000 (ロ) 控除 3,699,300－700,000＝2,999,300（総）
長期譲渡所得の金額	58,432,000	
合　　計	61,431,300	2点

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
Ⅲ　所得控除額の計算		
医　療　費　控　除	①　10,000	110,000－(注)100,000＝10,000 （注）　61,431,300×５％＞100,000　　∴100,000
寄　附　金　控　除	①　43,000	(注)45,000－2,000＝43,000 （注）　61,431,300×40％≧45,000　　∴45,000
社　会　保　険　料　控　除	629,200	
生　命　保　険　料　控　除	①　99,500	(1)　一般分 110,000＞100,000　　∴50,000 (2)　個人分 $98,000\times\frac{1}{4}+25,000=49,500$ (3)　(1)＋(2)＝99,500
配　偶　者　控　除	0	1,400,000－740,000＞620,000　　∴適用なし
配　偶　者　特　別　控　除	①　0	61,431,300＋620,000＋700,000＝62,751,300＞10,000,000　　∴適用なし
扶　養　控　除	①　480,000	長男　4,850,000－(注)1,410,000＞620,000　　∴適用なし （注）　4,850,000×20％＋440,000＝1,410,000
基　礎　控　除	①　0	62,751,300＞25,000,000　　∴適用なし
合　　計	1,261,700	6点
Ⅳ　課税所得金額の計算		
課　税　総　所　得　金　額	1,737,000	2,999,300－1,261,700＝1,737,000（千円未満切捨）
課税長期譲渡所得金額	28,432,000	(1)　一般　732,000（　〃　）
		(2)　居住用 57,700,000－②30,000,000＝27,700,000（　〃　）
		(3)　(1)＋(2)＝28,432,000　　2点

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
Ⅴ 納付税額の計算		
算出税額	2,966,650	(1) 課総 1,737,000× 5 %＝86,850 (2) 課長 ① 一般 732,000×15%（①）＝109,800 ② 居住用 27,700,000×10%（①）＝2,770,000 ③ ①＋②＝2,879,800 (3) (1)+(2)＝2,966,650
防衛特別所得税額及び復興特別所得税額	62,299	2,966,650×2.1%（①）＝62,299
所得税等の源泉徴収税額	207,000	
所得税等の申告納税額	① 2,821,900	（百円未満切捨）　4点

設問２（25点）　　（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
Ⅰ　各種所得の金額の計算		
事　業　所　得	6,947,522	(1)　総収入金額　(52,665,840)
		①　当年商品売上高
		49,540,840－186,000＋(注１)210,000＋(注２)20,000－1,542,000＝48,042,840 ①
		（注１）　300,000×70％＝210,000＞186,000　　∴210,000
		（注２）　300,000×70％－190,000＝20,000
		②　前年売上修正額
		1,542,000－1,400,000＝142,000
		③　雑収入
		3,821,000－2,000,000－500,000＝1,321,000
		④　収益補償金　2,000,000 ①
		⑤　商品保険金収入　200,000 ①
		⑥　従業員給与保険金収入　300,000 ①
		⑦　貸倒引当金戻入　660,000
		(2)　必要経費　(45,068,318)
		①　売上原価　27,295,000
		②　営業諸経費　12,936,457－120,000＝12,816,457
		③　固定資産税
		120,000＋40,000＝160,000
		④　減価償却費
		(イ)　第一店舗
		8,000,000×0.9×0.027＝194,400
		(ロ)　車両Ｄ
		$1,500,000\times0.167\times\frac{3}{12}=62,625$ ①
		(ハ)　備品Ｆ
		180,000＜400,000　　∴180,000 ①
		(ニ)　備品Ｘ
		185,451×0.333＝61,756 ①
		(ホ)　その他　1,969,081
		(ヘ)　(イ)～(ホ)の計＝2,467,862
		⑤　貸倒損失
		(イ)　Ｊ商店
		150,000＜200,000
		∴150,000－１＝149,999 ①
		(ロ)　Ｔ社
		1,350,000×40％＝540,000
		(ハ)　(イ)＋(ロ)＝689,999
		⑥　貸倒引当金繰入
		(イ)　個別評価
		イ　Ｉ商店
		(200,000＋(売掛金)300,000(電子記録債権))×50％＝250,000 ①
		ロ　Ｋ商店　200,000
		ハ　Ｌ会社
		600,000－300,000＝300,000
		ニ　Ｔ社
		$1,350,000\times60\%-1,350,000\times60\%\times\frac{5回}{10回}=405,000$ ①
		ホ　イ～ニの計＝1,155,000

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
（事業所得のつづき）		㈡　一括評価 イ　年末一括評価貸金の額 $(7,600,000-200,000\overset{\text{売掛金}}{-}149,999-1,350,000)+(3,500,000\overset{\text{電子記録債権}}{-}300,000)$ $+(1,900,000-500,000\overset{\text{貸付金}}{-}600,000-800,000)=\underline{9,100,001}$ ① ロ　実質的に債権とみられないものの額 (a)　原則法 H商店 700,000＞300,000　　∴300,000 (b)　簡便法 9,100,001×0.050＝455,000 (c)　(a)＜(b)　　∴$\underline{300,000}$ ① ハ　(イ－ロ)×$\frac{55}{1,000}$＝$\underline{484,000}$ ① ㈠　(イ)＋(ロ)＝1,639,000 (3)　青色申告特別控除額 ‖(1)－(2)‖＞650,000　　∴$\underline{650,000}$ ① (4)　(1)－(2)－(3)＝6,947,522 14点
山　林　所　得	①　1,350,000	(1)　総収入金額　6,500,000 (2)　必要経費（4,650,000） ①　Q山林 1,830,000＋950,000＋370,000＝3,150,000 ②　資産損失 (1,550,000＋950,000)－1,000,000＝$\underline{1,500,000}$ ① (3)　特別控除額 ‖(1)－(2)‖＞500,000　　∴500,000 (4)　(1)－(2)－(3)＝1,350,000 2点

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
雑　　所　　得	331,250	(1)　総収入金額　(873,750) ①　年金　750,000 ① ②　特許権　123,750 ① (2)　必要経費　(542,500) ①　年金保険料 $750,000\times\frac{5,200,000}{8,200,000}(0.64)=480,000$ ① ②　特許権償却 $1,000,000\times0.125\times\frac{6}{12}=62,500$ ① (3)　(1)−(2)＝331,250 4点
譲　渡　所　得		総合
総　合　短　期	△150,000	譲渡損益
分　離　長　期	△3,171,000	総短（ゴルフ会員権）
		1,200,000−1,350,000＝△150,000
		土地等・建物等
		譲渡損益
		＜判定＞
		$3,450,000+16,500,000<(4,800,000+35,200,000)\times\frac{1}{2}$　∴時価課税
		分長
		(1)　別荘
		4,800,000−(4,568,970＋68,160)＝162,870
		(2)　別荘の敷地
		35,200,000−(15,000,000＋499,840)＝19,700,160 ①
		(3)　敷地O
		$14,560,000^{(注)}-14,000,000=560,000$ ①
		(注)　$14,560,000\geqq23,000,000\times\frac{1}{2}$　∴低額譲渡に該当しない
		(4)　居住用財産
		6,465,000−30,059,030＝△23,594,030 ①
		(5)　(1)〜(4)の計＝△3,171,000
		3点

（単位：円）

摘　　要	金　　額	計　　算　　過　　程
給　与　所　得	350,000	
一　時　所　得	1,465,000	
Ⅱ　課税標準の計算		
総　所　得　金　額	5,922,772	損益通算
山　林　所　得　金　額	1,350,000	△3,171,000＋1,465,000＝△1,706,000 △1,706,000＋(6,947,522＋331,250＋350,000) ＝5,922,772 やり方① （一時所得→経常所得の順で控除していること）
合　　計	7,272,772	（注）　ゴルフ会員権の譲渡による損失は損益通算できない　① 2点

●解説●

設問１

不動産所得

⑴　収入計上時期（通36－５、36－６、個通昭48.11.６直所２－78）

種　　類	区　　分	計　上　時　期
地代、家賃等	原　　則	契約による支払日
	前受未収の経理	期　間　対　応
権利金、更新料	資産の引渡しを要するもの	資　産　の　引　渡　し　日 又は契約効力発生日
	資産の引渡しを要しないもの	契　約　効　力　発　生　日

⑵　過怠税（法45①三）

過怠税とは、印紙税について印紙不貼付又は不消印がある場合に課される行政上の課徴金であり、行政上の制裁的性質を有することから必要経費に算入しない。

譲渡所得

⑴　居住用財産の特別控除（措法35）

①　適用要件

㈠　居住用財産の譲渡をすること
㈡　その年における資産の譲渡について、特定の居住用財産の買換えの場合の課税の特例の適用を受けていないこと

（注）　所有期間及び居住期間の要件はない。

②　居住用財産の譲渡の範囲

㈠　居住の用に供している家屋 ㈡　㈠の家屋とその敷地	➡	譲　　渡
㈢　災害により滅失した居住用家屋の敷地 ㈣　居住の用に供されなくなった家屋 ㈤　㈣の家屋とその敷地	➡	居住の用に供されなくなった日から３年目の年の12月31日までに譲渡

（注）　居住用家屋の敷地は、原則として家屋と共に譲渡した場合に限り居住用財産の譲渡に該当する。

しかし、㈢の災害滅失家屋の敷地は、敷地の単独譲渡であっても居住用財産の譲渡に該当する。

③　特別控除額

(注) 3,000万円（その資産の譲渡に係る所得の金額を限度）

（注）　２以上の資産を譲渡した場合には、その年を通じて3,000万円を限度とする。

本問の場合、居住用財産の譲渡に該当するため、特別控除額の適用を受けることとなる。

なお、甲の敷地の所有期間は10年超（平成８年から本年１月１日まで）であるが、居住期間は10年未満（令和４年から前年９月まで）であるため、特定の居住用財産の買換えの場合の課税の特例の適用はない。

⑵　災害滅失家屋の敷地、居住の用に供されなくなった家屋・敷地の用途

（措通31の３－14、35－６、36の２－23）

災害により滅失した家屋の敷地、居住の用に供されなくなった家屋、敷地については、居住の用に供されなくなった日から３年目の年の12月31日までに譲渡すれば居住用財産の課税の特例が認められるが、その資産はその居住の用に供されなくなった日以後どのような用途に供されていてもかまわない。

税額計算

⑴　分離長期譲渡所得のうちに２以上の区分がある場合（措通31－２）

同一年中の課税長期譲渡所得金額のうちに、居住用財産の譲渡に係るものとその他のものがある場合には、それぞれの金額について端数処理（千円未満切捨）を行い、個々に税額計算を行う。

一般の場合 居住用財産の譲渡をした場合	➡	それぞれ別々に 端　数　処　理	➡	別　々　に 税額計算

⑵　居住用財産を譲渡した場合の課税長期譲渡所得の税額軽減（措法31の３）

①　適用要件

㈠　その年１月１日において所有期間が10年を超える（H28年以前取得）居住用財産の譲渡をすること ㈡　その資産の譲渡について課税の繰延べの適用を受けていないこと（注１）

（注１）　収用交換等の5,000万円特別控除又は居住用財産の3,000万円特別控除とは併用して適用することができる。

（注２）　居住期間の要件はない。

②　居住用財産の譲渡の範囲

譲渡所得　⑴②と同じ

③　計算方法

(イ)　居住用財産の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合

居住用課長×10％

(ロ)　居住用財産の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が6,000万円超の場合

(注) 600万円＋（居住用課長－6,000万円）×15％

（注）　6,000万円×10％＝600万円

設問２

事 業 所 得

⑴　保険金の取扱い（法９①十八、令30、94）

①　損害保険契約等に基づき支払を受ける保険金、損害賠償金等で次に掲げるものについては所得税を課さない。

・身体の傷害に基因して支払を受けるもの及び心身に加えられた損害につき支払を受けるもの

②　業務の遂行により生ずべきその業務に係る収入金額に代わる性質を有する保険金、損害賠償金等で次に掲げるものについては、その業務に係る収入金額とする。

㈠　棚卸資産につき損失を受けたことにより取得するもの

㈡　業務の全部又は一部の休止その他の事由によりその業務の収益の補償として取得するもの

㈢　業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するためのもの

本問の場合、収益補償金、商品の損失及び従業員の給与を補填するための保険金は乙の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

⑵　売掛債権の特例（法51②、通51－13）

①　貸倒損失が計上できる事由

同一地域の売掛債権の総額＜取立費用 か　つ 支払いを督促しても弁済がない

②　貸倒損失額

売掛債権の額－備忘価額（１円）

本問の場合、Ｊ商店に対する売掛金150,000円について、備忘価額１円を控除した金額を乙の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

⑶　貸倒引当金の取扱い（法52、令144、145、規35の２、通52－８、17、18）

①　弁済猶予等があった場合

㈠　設定事由

㋑　更生計画認可の決定 ㋺　再生計画認可の決定等

㈡　繰入額（令和９年に決定があった場合）

その年12月31日において有する弁済猶予・賦払弁済される貸金等	－	事由が生じた年の翌年１月１日以後５年を経過する日までに弁済される金額 （令和14年以前の弁済額）	－	担保に係る取立て等の見　込　額	＝	繰入額

⬇

令和15年以後の弁済額・切捨額

② 取立て等の見込みがない場合

(イ) 設定事由

㋑ 債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがないこと ㋺ 災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと ㋩ 貸金等の額のうち担保物の処分による回収見込額以外が回収できないことが明らかになった場合で、担保物の処分に日時を要すること

(ロ) 繰入額

取立て等の見込みがないと認められるその一部の金額

③ 形式基準による場合

(イ) 設定事由

㋑ 更生手続開始の申立て等 ㋺ 電子債権記録機関による取引停止処分等

(ロ) 繰入額

(貸金等の額－取立て等の見込額)×50%

④ 一括評価

(イ) 対象債権

一括評価貸金が設定対象となる。

なお、一括評価貸金とは売掛金、貸付金等の金銭債権でその事業の遂行上生じたもののうち個別評価貸金等以外のものをいい、前払給料、仕入割戻しの未収金等は該当しない。

(ロ) 繰入額

① 年末一括評価貸金の額

一括評価貸金に該当する債権	－	貸倒損失額・個別評価貸金等	＝×××

② 実質的に債権とみられないものの額

(イ) 原則法

同一人に対する 一括評価貸金の合計額 と 債務の合計額 の少ない金額

(ロ) 簡便法

$$\text{年末一括評価貸金の額} \times \frac{\text{平成27・28年の原則法により計算した実質的に債権とみられないものの額の合計額}}{\text{平成27・28年の年末一括評価貸金の額の合計額}}\ [\text{小数点3位未満切捨}] = \times\times\times$$

(ハ) (イ)≧(ロ) ∴少ない金額

③ (①－②)× $\frac{55}{1,000}$ ＝×××

譲渡所得

⑴　法人に対し一の契約により２以上の資産を譲渡した場合の低額譲渡の判定（通59－４）

法人に対し一の契約により２以上の資産を譲渡した場合には、譲渡したすべての資産の対価の額の合計額と時価の合計額を基にして低額譲渡の判定を行う。（契約ごとに判定）

⑵　負担付贈与があった場合（通59－２）

法人に対する資産の贈与に伴い債務を引受けさせる場合のみなし譲渡の適用については、贈与ではなく、低額譲渡に該当するかどうかで判定する。

損益通算

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算（措法41の５）

⑴　内　容（措法41の５①）

居住用財産の譲渡損失の金額 ➡ 損益通算の規定を適用する

（注）　居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年について所得要件なし。

⑵　居住用財産の譲渡損失の金額（措法41の５⑦一、措令26の７⑨）

㈠　その年１月１日において所有期間が５年を超える（Ｒ３年以前取得）居住用財産（譲渡資産）の譲渡をすること

㈡　居住用財産（買換資産）を取得し、居住の用に供したこと又は供する見込みであること

㈢　取得をした年の12月31日において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有すること

⬇

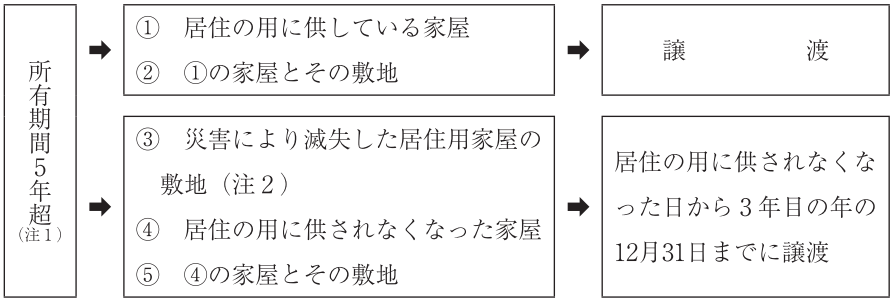
その譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その譲渡をした年分の長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(注)に達するまでの金額をいう。

（注）　その長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに短期譲渡所得の金額の計算上控除する金額がある場合には、その金額を控除した金額。

⑶　買換資産（家屋）の床面積（措令26の７⑥）

家屋の床面積が50㎡以上であること

(4) 譲渡資産の範囲（措法41の５⑦一）



（注１） 家屋とともにその敷地を譲渡した場合には、家屋及び敷地の所有期間がともに５年超でなければならない。

（注２） 災害により滅失した居住用家屋の敷地は、滅失した家屋を引続き所有していたとしたならば、その年１月１日において所有期間が５年超となる家屋の敷地でなければならない。